

<p>第五十二条第一項第一号イ</p>	<p>普通法人</p>	<p>普通法人（特定目的会社を除く。）</p>
<p>第五十七条第一項ただし書</p>	<p>所得の金額の百分の八十</p>	<p>所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）</p>
<p>第五十七条第十一項第一号</p>	<p>普通法人</p>	<p>普通法人（特定目的会社を除く。）</p>
<p>第五十八条第一項ただし書</p>	<p>所得の金額の百分の八十</p>	<p>所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社にあつては、当該所得の金額の百分の百）</p>
<p>第五十八条第六項第</p>	<p>普通法人</p>	<p>普通法人（特定目的会社を除く。）</p>

一号

第六十七条の十四第二項の表第六十七条第一項の項中「前条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第六十七条の十五第一項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三条の二第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第一号イ	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）
第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十七条第十一項第一号	普通法人	普通法人（投資法人を除く。）

<p>第五十八条第一項ただし書</p>	<p>所得の金額の百分の八十</p>	<p>所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）</p>
<p>第五十八条第六項第一号</p>	<p>普通法人</p>	<p>普通法人（投資法人を除く。）</p>

第六十七条の十五第三項の表第六十七条第一項の項中「前条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第六十七条の十六第二項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第六十七条の十七第一項、第三項及び第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項中「第四十条の十二第九項第九号から第十四号まで」を「第四十一条の十二第九項第二号から第七号まで」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等（次項において「外国金融機関等」という。）が、

同条第一項第一号から第三号までに掲げる債券に係る同項に規定する債券現先取引又は同項各号に掲げる有価証券（以下この項において「対象証券」という。）に係る同条第一項に規定する証券貸借取引につき、同項に規定する特定金融機関等から支払を受ける同項に規定する特定利子（次項において「特定利子」という。）及び貸借料等（同条第一項に規定する債券現先取引から生ずる差益として政令で定めるもの又は同項に規定する証券貸借取引による同項に規定する特定金融機関等に対する対象証券の貸付けの対価として支払われる金銭をいう。次項において同じ。）については、法人税を課さない。

第六十七条の十七第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び前三項」を、「第六項、第七項及び前項」に改め、「特定利子」の下に「及び貸借料等」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第四十二条の二第二項の規定は、特定利子又は貸借料等の支払を受ける外国金融機関等について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第六十七条の十七第七項」と、「特定利子の」とあるのは「同項に規定する特定利子又は貸借料等の」と、「当該特定利子」とあるのは「当該特定利子又は貸借料等」と読み替えるものとする。

第六十七条の十八第一項中「第五条の二第五項第四号」を「第五条の二第七項第四号」に改める。

第六十八条第一項中「すべて」を「全て」に、「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に改める。

第六十八条の二の見出しを「（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）」に改め、同条第一項中「第六十八条の二第一項（農林中央金庫の合併等に係る課税の特例）」を「第六十八条の二（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）」に改め、同条第二項を削る。

第六十八条の三の二第一項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三条第一項の項中「掲げる特定目的信託」の下に「（以下「特定目的信託」という。）」を加え、「次条第一項及び第六十九条第一項において「特定目的信託に係る受託法人」を「以下「受託法人」」に改め、同表第二十三条の二第一項の次に次のように加える。

第五十七条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特
--------------	-------------	--

		<p>定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百)</p>
<p>第五十七条第十一項 第一号</p>	<p>普通法人</p>	<p>普通法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。）</p>
<p>第五十八条第一項た だし書</p>	<p>所得の金額の百分の八十</p>	<p>所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）</p>
<p>第五十八条第六項第 一号</p>	<p>普通法人</p>	<p>普通法人（特定目的信託に係る受託法人を除く。）</p>

第六十八条の三の三第一項各号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第二十三条第一項の項中「第六十八条の三の三第一項」を「第六十八条の三の三

第一項第一号ロ及びハ」に、「規定する特定投資信託（同項第一号ロ又はハに掲げる要件を満たすものに限る。）」を「掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）」に改め、「規定する受託法人」の下に「（以下「受託法人」という。）」を加え、同表第二十三条の二第一項の項中「租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する」、「第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する」及び「（第六十九条第一項において「特定投資信託に係る受託法人」という。）」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>第五十七条第一項ただし書</p>	<p>所得の金額の百分の八十</p>	<p>所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）</p>
<p>第五十七条第十一項第一号</p>	<p>普通法人</p>	<p>普通法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。）</p>

第五十八条第一項ただし書	所得の金額の百分の八十	所得の金額の百分の八十（租税特別措置法第六十条の三の三第一項第一号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第五十八条第六項第一号	普通法人	普通法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。）

第六十八条の三の四第二項中「第四十二条の七第三項」を削り、「並びに第四十二条の十第三項」を「第四十二条の十第三項並びに第四十二条の十一第三項」に改める。

第六十八条の四中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の八第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する」を「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十二」を「百分の十九」に、「百分の十八」を「百分の十五」に改め、同表の第二号及び



第三号中「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の十九」を「百分の十六」に改め、同条第二項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する」を「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する」に、「百分の二十三」を「百分の二十」に、「百分の二十六」を「百分の二十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に改める。

第六十八条の九第一項中「第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、「並びに第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を、「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二」に改め、同条第十一項中「第六十八条の十二第七項」を削り、「第六十八条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加え、同条第十四項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「並びに」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算した」に改め、同条第十五項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、

「規定による」の下に「控除の対象となる連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の九の二第十項中「又は第六項」を「又は同条第六項」に改め、「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額又は平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十の見出しを「（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に、「エネルギー需給構造改革推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等」に、「第一号から第三号まで」を「第一号」に、「第二

号」を「同号イ」に、「第四号」を「第二号」に改め、「及び第六項」を削り、「第十二項」を「第十項」に改め、「(第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもののうち政令で定めるもの

イ 太陽光、風力その他化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源の利用に資する機械その他の減価償却資産

ロ エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第六十八条の十第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同条第二項中「指定期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等」を「指定期間内にその製作若しくは建設の後事業の用に供さ

れたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」に、「又はエネルギー需給構造改革推進設備等」を  
「又はエネルギー環境負荷低減推進設備等」に、「当該エネルギー需給構造改革推進設備等」を「当該エ  
ネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、「第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」  
を削り、「並びに第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十四第二項、第三項  
及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二」に、「エネル  
ギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額」に改  
め、同条第三項中「エネルギー需給構造改革推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改  
め、同条第五項中「第六十八条の十二第七項」を削り、「第六十八条の十四第五項」の下に、「第六十  
八条の十五第五項」を加え、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削り、「エネ  
ルギー需給構造改革推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同項を同条第六項と  
し、同条第九項中「及び第六項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項中「及び第六項」を削り、  
「第一項に」を「同項に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「連結確定申告書等」の下に  
「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減

推進設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「エネルギー需給構造改革推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項から第十二項まで」を「第六項から第十項まで」に、「第七項まで」を「第五項まで」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十八条の十一第二項中、「次条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、「並びに第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を、「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二」に、「調整前連結税額の当該」を「調整前連

結税額のうち当該」に改め、同条第五項中「次条第七項」を削り、「第六十八条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加え、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十二を次のように改める。

#### 第六十八条の十二 削除

第六十八条の十三第一項中「前条第二項、第三項、第五項及び第七項並びに次条第二項、第三項及び第五項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二」に改め、同条第四項中「前条第七項」を削り、「次条第五項」の下に「第六十八条の

十五第五項」を加え、同条第六項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる工業用機械等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を基礎として計算した」に、改め、同条第七項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項並びに前条」を「前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二」に改め、同条第五項中「第六十八条の十二第七項」を削り、「前条第四項」の下に、「次条第五項」を加え、同条第九項中「連結確定申告書等」の下に、「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「連結確定申告書等に添付された書類に記載された

経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第十項中「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第六十八条の十五第一項中「第六十八条の十二第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を、「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに前条」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号中「前条第二項」を「第六十八条の十四第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の二号を加える。

八 第六十八条の十五第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

の合計額



九 前条第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第六十八条の十五第二項中「第六十八条の十二第三項」を削り、「又は前条第三項」を「第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第三項」に改め、同条第三項中「第六十八条の十二第四項」を削り、「若しくは前条第四項」を「第六十八条の十四第四項若しくは第六十八条の十五第四項」に改め、同条第四項中「第四十二条の十一第一項の」を「第四十二条の十三第一項の」に、「第四十二条の十一第一項各号」を「第四十二条の十三第一項各号」に改め、同条第五項中「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十三第一項」に改め、「連結確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる調整前連結税額超過額、」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同条を第六十八条の十五の三とし、第六十八条の十四の次に次の二条を加える。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、総合特

別区域法第二十六条第一項に規定する指定法人に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「指定連結親法人」又は「指定連結子法人」という。）が、同法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで  
の期間（次項において「指定期間」という。）内に、同法第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域（以下この項及び次項において「国際戦略総合特別区域」という。）内において、当該国際戦略総合特別区域に係る同法第二十六条第一項に規定する認定国際戦略総合特別区域計画に定められた同項に規定する事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供するものとして財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該国際戦略総合特別区域内において当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の当該特定国際戦略事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その特定国際戦略事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同

法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 指定連結親法人又はその指定連結子法人が、指定期間内に、国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該国際戦略総合特別区域内において当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の特定国際戦略事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、前条第二項、第三項及び第五項並びに次条並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該指定連結親法人の税額控除限度額（その特定国

際戦略事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各指定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該指定連結親法人又はその各指定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該指定連結親法人又はその指定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年

度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額）（当該連結事業年度においてその特定国際戦略事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定国際戦略事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号

に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十一第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消のあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結

親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、前条第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6 第一項の規定は、指定連結親法人又はその指定連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

8 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十一第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場



合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項若しくは第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得了た場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五第二項及び第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得了た場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金